

## 尾三消防組合議会会議録

令和8年3月定例会

招集場所	尾三消防本部庁舎3階議場	書記長 水野徳泰
会期	自 令和8年3月25日 至 令和8年3月25日	1日間
出席議員数	15名	
出席議員	1 番 議 員 大 島 令 子 3 番 議 員 野 村 弘 5 番 議 員 ゆきむらともこ 7 番 議 員 加 藤 啓 二 9 番 議 員 山 下 茂 11 番 議 員 鳥 羽 富 士 夫 13 番 議 員 三 浦 桂 司 15 番 議 員 清 水 義 昭	2 番 議 員 川 合 とも ゆ き 4 番 議 員 川 嶋 恵 美 6 番 議 員 吉 野 ゆ う と 8 番 議 員 菱 川 和 英 10 番 議 員 伊 地 田 妙 子 12 番 議 員 林 久 子 14 番 議 員 毛 受 明 宏
欠席議員	なし	
説明のために出席した者の職・氏名	管 理 者 小 浮 正 典 副 管 理 者 近 藤 裕 貴 副 管 理 者 小 山 祐 消 防 長 近 藤 和 則 次 長 兼 予 防 課 長 石 川 賢 治 次 長 兼 特 別 消 防 隊 長 松 尾 孝 司 総 務 課 長 鷲 野 淳 一 総 務 課 統 括 専 門 監 川 上 良 樹	副 管 理 者 佐 藤 有 美 副 管 理 者 石 橋 直 季 事 務 局 長 塚 田 力 次 長 兼 消 防 課 長 村 瀬 昭 二 次 長 兼 指 令 課 長 富 村 尚 志 次 長 兼 日 進 消 防 署 長 石 川 敏 美 総 務 課 統 括 専 門 監 羽 場 浩 一 郎
職務のために出席した総務課職員の職・氏名	総 務 課 主 幹 小 西 宏 和 総 務 課 課 長 補 佐 山 崎 充	総 務 課 課 長 補 佐 竹 内 直 樹 総 務 課 課 長 補 佐 劔 持 一 彦
職務のために出席した者の職・氏名	書 記 長 水 野 徳 泰 書 記 今 井 啓 介	
会議録署名者	7 番 議 員 加 藤 啓 二	8 番 議 員 菱 川 和 英

会議に付した議案及び審議結果

議案番号	議案名	結果
承認第1号	専決処分事項の承認について	原案承認
議案第1号	尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第2号	尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第3号	尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第4号	令和7年度尾三消防組合一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第5号	令和8年度尾三消防組合一般会計予算	原案可決
議案第6号	監査委員の選任について	原案可決

## 令和8年3月尾三消防組合議会定例会会議録

下記議案議決のため、令和8年3月25日午後2時から、令和8年3月尾三消防組合議会定例会が、尾三消防本部庁舎3階議場に招集された。

### 議事日程

- 日程第1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 管理者あいさつ
- 日程第4 会議録署名者の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 承認第1号  
専決処分事項の承認について
- 日程第8 議案第1号  
尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第2号  
尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第3号  
尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第4号  
令和7年度尾三消防組合一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第5号  
令和8年度尾三消防組合一般会計予算

日程第13 議案第6号  
監査委員の選任について

日程第14 管理者あいさつ

出席議員（15名）

1 番 議 員	大島令子議員	2 番 議 員	川合ともゆき議員
3 番 議 員	野村弘議員	4 番 議 員	川嶋恵美議員
5 番 議 員	ゆきむらともこ議員	6 番 議 員	吉野ゆうと議員
7 番 議 員	加藤啓二議員	8 番 議 員	菱川和英議員
9 番 議 員	山下茂議員	10 番 議 員	伊地田妙子議員
11 番 議 員	鳥羽富士夫議員	12 番 議 員	林久子議員
13 番 議 員	三浦桂司議員	14 番 議 員	毛受明宏議員
15 番 議 員	清水義昭議員		

説明のために出席した者の職・氏名（15人）

管 理 者	小浮正典君	副 管 理 者	佐藤有美君
副 管 理 者	近藤裕貴君	副 管 理 者	石橋直季君
副 管 理 者	小山 祐君	事 務 局 長	塚田 力君
消 防 長	近藤和則君	次長兼消防課長	村瀬昭二君
次長兼予防課長	石川賢治君	次長兼指令課長	富村尚志君
次長兼特別消防隊長	松尾孝司君	次長兼日進消防署長	石川敏美君
総務課長	鷺野淳一君	総務課統括専門監	羽場浩一郎君
総務課統括専門監	川上良樹君		

職務のために出席した総務課職員職の職・氏名（4名）

総務課主幹	小西宏和君	総務課課長補佐	竹内直樹君
総務課課長補佐	山崎 充君	総務課課長補佐	剣持一彦君

職務のために出席した者の職・氏名（2名）

書 記 長	水野徳泰君	書 記	今井啓介君
-------	-------	-----	-------

午後 2 時開議

◎議長（清水義昭議員）

現在の出席議員数は 15 名です。よって、令和 8 年 3 月尾三消防組合議会定例会は成立しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しました日程表のとおりです。日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

閉会中に、長久手市長より、尾三消防組合議会議員の変更について、尾三消防組合規約第 5 条第 4 項の規定に基づく通知があり、にしだ亮太議員から野村弘議員に変更されました。

また、尾三消防組合議会運営委員会条例第 5 条の規定に基づき、議長において野村弘議員を議会運営委員会の委員に指名しました。

次に、監査委員より、令和 7 年 10 月分から 12 月分までの例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しを配布いたしました。

それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第 1 「議会運営委員会委員長報告」議会運営委員会委員長、川嶋恵美議員。

◇委員長（川嶋恵美議員）

本日、委員 5 名と管理者をはじめ、議長、副議長、関係職員の出席のもと、議会運営委員会を開催し、本定例会について協議しましたので、その結果をご報告申し上げます。

定例会の会期は、本日 1 日とすること。また、会議録署名者は、議長から指名することとしました。

なお、一般質問につきまして、1 名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申し合わせのとおり質問時間は 15 分以内とし、質問回数は制限ないもの、関連質問は認めないものといたしました。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととしました。

議案質疑につきましては、1 名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申し合わせのとおり、同一の議案について、質疑時間は 15 分以内とし、質疑回数は制限ないもの、関連質疑は認めないものといたしました。

以上、ご報告申し上げます。

◎議長（清水義昭議員）

日程第 2 「議席の指定」を議題といたします。

長久手市議会選出の野村弘議員の議席については、尾三消防組合議会の会議に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、議長から指定いたします。

議席番号と氏名を指定いたします。

3 番野村弘議員。

以上、指定しましたとおり議席を決定いたします。

◎議長（清水義昭議員）

日程第3「管理者あいさつ」をお願いいたします。小浮管理者。

○管理者（小浮正典）

開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日ここに、令和8年3月尾三消防組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位並びに関係諸氏におかれましては、公私ともご多用の中、ご参集賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、本日、定例会に提出いたします案件は、承認案件1件、条例改正3件、予算審議2件、人事案件1件の合計7案件であります。

慎重なるご審議を賜りまして、全議案可決いただきますようお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

◎議長（清水義昭議員）

日程第4「会議録署名者の指名」を行います。

会議録署名者には、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定により、議長から7番加藤啓二議員、8番菱川和英議員、以上お二人を今回の会議録署名者に指名します。

◎議長（清水義昭議員）

日程第5「会期の決定」を議題にいたします。

お諮りします。会期は、本日1日と決定いたしまして、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎議長（清水義昭議員）

日程第6「一般質問」を行います。質問時間は、議会運営に関する申し合わせ事項により、15分以内とし、質問回数は制限ないものとします。また、関連質問は認めないこととします。

通告により発言を許します。5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

5番ゆきむらともこ、一般質問を行います。

1項目目は、豊かな森林資源を守り、住民の安全を確保する観点から、林野火災の予防と備えについて伺います。

近年、全国で大規模な林野火災が相次いでおり、ひとたび発生すれば、消火の難しさから被害が広範囲に及ぶ場合もあります。管内における対策の状況をお聞きします。

林野火災に備えるための車両・資機材の配備状況はどのようなのですか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。近藤消防長。

○消防長（近藤和則）

消防長、近藤。

当本部において、林野火災に特化した車両及び資機材はございません。林野火災が発生した場合は、尾三消防本部警防規程に基づき、第一次出動では、水槽付消防ポンプ自動車4台、大型水槽車が2台、調査車が1台出動することとなります。

火災の状況把握、消火活動から残火処理に至るまで、必要に応じ、出動車両を増強し、現有する車両・人員及び資機材を最大限に活用して対応することとなります。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

出動する消防ポンプ車のホースで水が届く範囲は、最大何メートルになりますか。

また、ホースが届かない場所の消火はどのように行いますか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。石川次長兼日進消防署長。

○次長兼日進消防署長（石川敏美）

次長兼日進消防署長、石川。

消防用ホースは1本あたり20メートルあり、これらを順次結合することで、消防車両から火災現場まで必要な距離を延長することが可能です。ホースで水が届く範囲は、事前に固定された最大距離があるわけではありません。

ホースが届かない場所での消火活動については、約18リットルの水をリュック型バッグに入れて背負い、手動ポンプで放水する消火資器材を使用して消火活動にあたります。

火災の延焼状況により、地上からの消防力のみでは防御が著しく困難な場合には、愛知県との協定に基づき愛知県防災ヘリコプターを要請することとなります。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

ヘリコプターによる情報収集や消火等の必要性の判断から出動要請をどのように行い、どこから出動されることとなるのか説明をお願いします。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。松尾次長兼特別消防隊長。

○次長兼特別消防隊長（松尾孝司）

次長兼特別消防隊長、松尾。

愛知県防災ヘリコプターの出動要請は、愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定に基づき、愛知県から航空消防の支援に関する事務を受託している名古屋市に対して要請を行うこととなります。

要請を受けた名古屋市は、常時、県営名古屋空港に待機しているヘリコプターを出動させ、現場へ向かうこととなります。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

ご説明ありがとうございます。3月17日に日進市の道の駅で名古屋市消防ヘリの離発着訓練があり見学しましたが、その際に県営名古屋空港から5分で到着すると知りました。出動はないほうがよいですが、迅速な対応の体制がとられていることが確認できました。

次に、令和8年1月1日から運用が開始された林野火災注意報・警報について伺います。

管内では、長久手市と日進市に発令対象区域がありますが、この発令対象区域は、どのような基準で決められているのですか。

また、これまでの間に注意報又は警報が発令されたことはありますか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。近藤消防長。

○消防長（近藤和則）

消防長、近藤。

林野火災注意報及び警報の発令対象区域は、尾三消防組合林野火災注意報及び林野火災警報運用基準で定めており、森林の規模が概ね100ヘクタール以上の森林及び当該森林から概ね100メートル以内の区域としております。

また、改正された火災予防条例施行日である令和8年1月1日から本日までの間に、警報2回と注意報5回を発令しています。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

私の感覚では、発令が予想より多いです。

発令すると「火の使用の制限」にご協力いただくこととなりますが、警報や注意報の発令をどのようにお知らせしていますか。

対象地域のある長久手市と日進市では、ホームページでの掲載や公式LINEアカウントでのお知らせが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。石川次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（石川賢治）

次長兼予防課長、石川。

林野火災注意報及び警報の発令は、尾三消防組合公式ホームページへの掲載の他、尾三消防組合公式LINEや消防車両による広報をしております。

また、注意報及び警報発令時には、発令と同時に長久手市及び日進市へも情報共有しております。

長久手市については、公式LINE及び「安心メール」による配信を始め当組合公式LINEへの登録の促しについて既に行っていたいただいており、日進市については、公式LINEが市内全域の住民への周知に活用していることから現在は使用していませんが、市の「お知らせメール」を活用することを検討していただいているところです。

一方で、両市のホームページへの掲載については発令するタイミングによっては、掲載が遅延することが想定されますので依頼をしていません。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

日進市は、まだこれからとのことですので、できるだけ早くお知らせできるようにしていただきたいと、この場でお願いを申し上げます。

次に、予防の観点から森林の管理について伺います。

管内には、森林に隣接する住宅も多く、火災が発生した場合に樹木や下草の繁茂、枯れ葉の堆積による民家への延焼を心配する声をお聞きしますが、森林所有者へ管理について注意や指導などを行うことはできるのでしょうか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。近藤消防長。

○消防長（近藤和則）

注意や指導を行うことができる根拠となる法令等がないため、森林所有者へ注意・指導をすることができません。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

森林の中にある休憩所などにたばこの吸い殻が落ちているのを見かけることがあり、近隣住民の皆さんから心配の声をお聞きします。火気厳禁の看板を設置していただいているのですが、なかなか完全にはなりません。

もし、森林に火がついたらと考えると本当に心配です。火災予防の観点から森林の管理を要請していくことが必要だと考えますが、消防のほうでは根拠となる法令等がないとのことですので、各市町で森林法を根拠に所有者への働きかけを検討していただきたいと、ここでお願いを申し上げます。

2項目目は、女性職員の活躍推進について、どのように取り組まれておられるか伺います。

始めに、行動計画について伺います。

女性活躍推進法が2025年の改正により、2036年3月31日まで延長されることとなりました。これを根拠とした本消防組合の「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」は、計画期間が令和2年度から令和7年度までの6年間となっていますが、法の延長を受けて令和8年度からの計画はどのようになりますか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。塚田事務局長。

○事務局長（塚田力）

事務局長、塚田。

ご質問の令和8年度以降の特定事業主行動計画は、令和7年度中に策定し、令和8年4月1日に公表いたします。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

令和7年度までの計画と令和8年度からの計画で、内容の違いの特徴などがあればお聞かせください。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。鷲野総務課長。

○総務課長（鷲野淳一）

総務課長、鷲野。

令和7年度までは、女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に特化した内容となっておりましたが、令和8年度からの新計画では、次世代育成支援対策とも連動し、全職員が活躍できる計画となっております。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

新しい計画が公表されましたら、内容を確認させていただきます。

令和7年度までの現在の計画では、計画の目標1「令和8年度当初までに、全消防吏員に占める女性消防吏員の割合を5%以上」、目標2「令和8年度当初までに、制度が利用可能な男性職員の育児参加のための休暇の取得割合を8割以上」となっていますが、これに対して現状はどのようなのですか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。塚田事務局長。

○事務局長（塚田力）

事務局長、塚田。

目標1につきましては、令和7年4月1日現在、全職員348人に占める女性職員の人数は17人で、割合は4.9%になります。

令和8年4月1日は、全職員348人に占める女性職員の割合が5%以上となる見込みです。

目標2は、令和6年度の実績になりますが、育児参加のための休暇を全ての男性職員が取得しておりますので、取得割合は100%となっております。令和7年度も同様に100%となる見込みです。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

努力していただいた結果だと思えます。どちらの目標も達成する見込みですが、現在策定中の令和8年度からの計画では、新たな目標をどのように設定されますか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。鷲野総務課長。

○総務課長（鷲野淳一）

総務課長、鷲野。

令和7年度までの計画で設定していた目標に加え、次世代育成支援対策推進法の一部改正で義務付けられた「育児休業の取得状況」及び「労働時間の状況」と、女性活躍推進法の一部改正で女性の健康支援に関する職場の取組ポイントとして挙げられている「ハラスメントのない職場環境づくり」、さらに当組合が推進する「年次有給休暇年間取得日数」を組合独自の新たな目標として設定いたしました。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

組合独自の新たな目標を検討し、設定されたことは評価します。

女性職員の割合は5%にとどまらず、さらに積極的な目標を設定していただきたいです。

次に、職場環境の整備について伺います。

1点目、各役職段階にある職員に占める女性職員の人数と割合はどのようなのですか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。塚田事務局長。

○事務局長（塚田力）

事務局長、塚田。

令和7年4月1日現在、係長及び主査の人数は73人で、そのうち女性職員は4人で、割合は5.5%です。

主任の人数は66人で、そのうち女性職員は3人で、割合は4.5%です。

係員の人数は89人で、そのうち女性職員は10人で、割合は11.2%です。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

2点目、女性職員は、どのような業務を担当されていますか。

また、職域の制限はありませんか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。塚田事務局長。

○事務局長（塚田力）

事務局長、塚田。

女性職員は、本部で予算編成や契約事務等を行う事務職のほか、特別消防隊や各消防署で警防業務を担当しております。

なお、職域の制限はございません。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

本人の希望がどのくらい叶えられていますか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。鷺野総務課長。

○総務課長（鷺野淳一）

総務課長、鷺野。

適正な人事管理を行うため、尾三消防組合職員の人事評価実施要綱第15条の規定による、本人の希望する業務が申告できる自己申告制度を実施しており、できる限り希望に沿えるよう人事異動を行っております。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

3点目、女性向け施設、更衣室、浴室、仮眠室、トイレ等の整備はできていますか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。塚田事務局長。

○事務局長（塚田力）

事務局長、塚田。

本部庁舎、日進消防署、みよし消防署及び豊明消防署に女性用の施設は整備されております。

来年度から始まる長久手消防署の大規模改修が終了いたしますと、長久手消防署にも女性用の施設が整備されることとなります。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

施設整備の際に、女性職員の意見を聞き反映するしくみはありますか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。鷺野総務課長。

○総務課長（鷺野淳一）

総務課長、鷺野。

本部庁舎の建て替えに伴い、女性職員を含めた新庁舎建設プロジェクトチームを立ち上げて、施設整備の検討を行ってきております。

その中で、女性職員の意見を聞き、計画に反映できる仕組みを取っています。

また、各消防署所の大規模改修についても、女性職員の意見を反映できるよう進めていきます。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

それではソフト面ですが、4点目、女性職員が能力を十分に発揮できる職場環境をつくるための検討の場はありますか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。塚田事務局長。

○事務局長（塚田力）

事務局長、塚田。

消防組織法第17条の規定に基づく消防職員委員会に対して、職場環境も含め、幅広く意見を提出することができます。

提出された意見は消防職員委員会で検討され、検討された結果を職員に周知いたします。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

消防職員委員会に関する規則によりますと、委員の総定数は14名となっていますが、このうち女性は何名でしょうか。また、直近5年間の委員会の開催状況はどのようで、女性職員の意見が職場環境に活かされた事例などはありますか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。鷲野総務課長。

○総務課長（鷲野淳一）

総務課長、鷲野。

消防職員委員会の委員のうち、女性職員は2名です。

過去5年間における委員会の開催状況は、令和3年度は1回、令和4年度は2回、令和5年度は3回、令和6年度は1回、令和7年度は2回開催しております。

令和4年度に女性職員の意見を反映し、マタニティ執務服を導入しています。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

全体でも女性職員は17名ですので、女性のみが集まって気軽に話し合える場も必要ではないかと考えますので、今後検討していただくよう要望します。

次に、セクシャルハラスメントについてお聞きします。

令和7年2月28日に「尾三消防組合職場におけるハラスメントの防止等に関する規程」が改正されました。この規程の第6条に指針を定めるものとするがありますが、この指針の内容はどのようなのですか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。塚田事務局長。

○事務局長（塚田力）

事務局長、塚田。

職場のハラスメント防止に取り組むため、年度当初に全職員あてに指針に関する通知文を発出しております。

内容につきましては、セクシャルハラスメントを含めたあらゆるハラスメントを発生させない、また許さない職場風土づくりを推進し、ハラスメントの撲滅に全力で取り組むことのほか、「ハラスメント防止宣言」を指針として示しております。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

ハラスメントの防止等に関する規程やハラスメント防止宣言があることを、前面に出してわかりやすく広報するとよいと考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。鷲野総務課長。

○総務課長（鷲野淳一）

総務課長、鷲野。

ハラスメントの防止等に関する規程は、ホームページから閲覧することが可能ですが、よりわかりやすい広報に努めていきます。

また、ハラスメント防止宣言につきましては、全国の消防長が所属する「全国消防長会」が広報しておりますが、同様に広報していきたいと考えています。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

規程の第7条第2項に「職員に対し、研修を実施しなければならない。」とありますが、職員研修はいつ、何回、どのような内容で実施されましたか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。塚田事務局長。

○事務局長（塚田力）

事務局長、塚田。

ハラスメントに関する研修は、平成28年度と平成29年度の各1回は「職場の人権とハラスメント」について、令和元年度の2回、令和2年度の3回、令和3年度の2回は「パワハラ・不祥事対策」について、令和6年度と令和7年度の各1回は「指導とパワハラの違いを理解する」というテーマで職員研修を実施いたしました。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

研修を受講されたのは全職員ですか。

また、研修の成果をどのように見ておられますか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。鷲野総務課長。

○総務課長（鷲野淳一）

総務課長、鷲野。

実施年度により、対象とする職員の階層を変更しているため、全職員の受講には至っておりませんが、8割以上の職員が受講している状況です。

研修の成果につきましては、研修受講後のレポートから見る理解度や満足度の他、これまで相談案件がないこと等を総合的に勘案し、一定の効果が表れていると考えております。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

ハラスメント防止対策として、どのようなことをされていますか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。塚田事務局長。

○事務局長（塚田力）

事務局長、塚田。

ハラスメント防止に取り組むため、これまでも全職員を対象にハラスメントに関する研修を実施しておりますが、今後も職員の職位に応じた内容の研修を計画し、ハラスメントに対する理解を向上させ、事案の発生防止に努めてまいります。

また、ハラスメントに関する相談窓口についても職員に周知してまいります。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

相談窓口はどこで、相談員はどのような構成でしょうか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。塚田事務局長。

○事務局長（塚田力）

事務局長、塚田。

職場におけるハラスメントの防止等に関する規程第8条の規定に基づき、相談員は総務課の職員を充てております。

構成は、総務課長をはじめとする人事担当の職員になります。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

相談員の総務課職員は、女性もおられますか。

女性の相談は、女性相談員が受けるよう配慮が必要な場合も多いと思いますが、その点はどのようにされますか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。鷲野総務課長。

○総務課長（鷲野淳一）

総務課長、鷲野。

総務課職員が全て男性職員のため、現在、相談員に女性は配置しておりません。しかしながら、女性職員からの相談においては、女性相談員が対応することにより、より安心して相談できる環境が確保される場合が多いものと認識しております。

このため、今後につきましては、早急に女性相談員の配置について検討を進めるとともに、相談者の意向に配慮した対応が可能となる体制の整備を図ってまいります。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

相談は、これまでに何件ありましたか。

また、ハラスメント対策委員会は、何回開催されましたか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。塚田事務局長。

○事務局長（塚田力）

事務局長、塚田。

これまで、ハラスメント事案の発生、相談はございませんので、ハラスメント対策委員会は開催しておりません。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

相談がないのはハラスメントがないと受け取りがちですが、言いづらく相談につながっていない可能性もあることを心に留めておく必要があると考えます。

常に相談しやすい体制を整えておくために、必要なことはどのようなこととお考えかお聞かせください。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。鷺野総務課長。

○総務課長（鷺野淳一）

総務課長、鷺野。

ハラスメントに関する相談がない場合であっても、それをもってハラスメントが発生していないと判断することは適切でなく、ご質問のとおり、相談に至っていない事案が潜在している可能性もあるものと認識しております。

常に相談しやすい体制を整えておくためには、職員に対する周知の徹底や相談窓口の明確化、相談者のプライバシー保護など、安心して相談できる環境づくりに努める必要があると考えておりますので、今後につきましては、管理職が早期に兆候を把握し、適切に対応できる意識啓発を図るなど、ハラスメントの未然防止と早期対応の両面から取り組みを進めてまいります。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

性別にかかわらず、個人の能力が最大限発揮されるよう、環境を整えていただくことを引き続きよろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

ご答弁ありがとうございました。

◎議長（清水義昭議員）

以上で、一般質問を終わります。

◎議長（清水義昭議員）

日程第7、承認第1号「専決処分事項の承認について」を議題とします。

説明を求めます。鷲野総務課長。

○総務課長（鷲野淳一）

総務課長、鷲野。

承認第1号「専決処分事項の承認について」、ご説明いたします。

この承認を求めるのは、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、工事請負契約の契約一部解除に伴う合意書の締結を専決しましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を得る必要があるからです。

専決第1号をご覧ください。

概要につきましては、指令システム部分更新事業において、システム開発に遅れが生じたことに伴い、予定していたソフトウェア等を納入することができなくなったことにより、工事請負契約の契約一部解除に合意することとなったものです。

なお、予定していたソフトウェア等に代わるシステムを納入しましたので、119番通報等の指令システム自体に影響はありません。

承認第1号の説明は以上です。

◎議長（清水義昭議員）

承認第1号については、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

承認第1号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。

これより、採決いたします。承認第1号「専決処分事項の承認について」は、原案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

◎議長（清水義昭議員）

日程第8、議案第1号「尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案の説明を求めます。鷺野総務課長。

○総務課長（鷺野淳一）

総務課長、鷺野。

議案第1号「尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

この案を提出するのは、人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準ずるため、改正する必要があるからです。

改正内容は、「通勤手当」の限度額を改めるほか、「宿日直手当」、「期末手当」、「勤勉手当」の支給限度額や支給割合について改めます。

また、行政職給料表の改正を行い、給料の基準となる額を引き上げる改正を行います。議案第1号の説明は、以上です。

◎議長（清水義昭議員）

議案第1号については、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第1号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。

これより、採決いたします。議案第1号「尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（清水義昭議員）

日程第9、議案第2号「尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案の説明を求めます。鷺野総務課長。

○総務課長（鷺野淳一）

総務課長、鷺野。

議案第2号「尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

この案を提出するのは、人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準ずるため、改正する必要があるからです。

改正内容は、人事院勧告に基づき、行政職俸給表が改正されることから、報酬表を改正するものです。

施行日については、公布の日から施行することとし、令和7年4月1日からの遡及適用としています。

議案第2号の説明は、以上です。

◎議長（清水義昭議員）

議案第2号については、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第2号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。

これより、採決いたします。議案第2号「尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（清水義昭議員）

日程第10、議案第3号「尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案の説明を求めます。石川次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（石川賢治）

次長兼予防課長、石川。

議案第3号「尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の基準等が定められたこと、また、住宅における火災の予防を一層推進するため、その普及促進を図る対象機器に感震ブレーカーを加えるために改正する必要があるからです。

主な改正点としましては、消防法令上のサウナ設備の現行基準は、浴場・宿泊施設等を想定した内容であるため、テント型サウナやバレル型サウナの特性に応じた基準となるよう見直すものです。

また、住宅における火災予防の推進のための施策として、新たに感震ブレーカーの普及促進について明記するものです。

施行日は、令和8年3月31日です。

議案第3号の説明は、以上です。

◎議長（清水義昭議員）

議案第3号については、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第3号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。

これより、採決いたします。議案第3号「尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」は、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（清水義昭議員）

日程第11、議案第4号「令和7年度尾三消防組合一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

議案の説明を求めます。鷲野総務課長。

○総務課長（鷲野淳一）

総務課長、鷲野。

議案第4号「令和7年度尾三消防組合一般会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをご覧ください。第1表「歳入歳出予算補正」でございます。

歳入歳出それぞれ1億6,207万円を増額し、予算総額を44億9,383万7,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。第2表「繰越明許費」でございます。

車両整備事業において、大型水槽車1台の納入が遅延したため、当該事業を令和8年度へ繰り越すものでございます。

契約相手である平和機械株式会社から、契約期日までの納入が困難との報告があったためでございます。

なお、新車両が納入されるまでの間は、現車両を引き続き使用するため、災害対応に支障はございません。

12、13ページをご覧ください。続きまして、歳入についてご説明いたします。

主なものとして、危険物関連事業所からの申請増加により、消防関係申請手数料を248万円増額するほか、財政調整基金の運用利子の増額、カプセルトイ事業収入の増加などにより、諸収入が増額となっております。

また、財政調整基金の年度末残高を1億円とするため、1億1,735万円を繰り入れるものでございます。

次に、14 ページから 23 ページの歳出について、ご説明いたします。

主な増額は、令和 7 年 8 月の人事院勧告に伴う給与改定による人件費の増額及び消防施設整備等基金への積立金でございます。

一方、主な減額は、新庁舎建設予定地の評価額確定に伴う用地取得費の減額、各事業費の実績見込みによる減額及び共済組合からの借入金額確定に伴う公債費の減額でございます。

議案第 4 号の説明は以上です。

◎議長（清水義昭議員）

これより、議案第 4 号に対する質疑を許します。

5 番ゆきむらともこ議員。

◇5 番（ゆきむらともこ議員）

5 番ゆきむらともこ。

議案第 4 号「令和 7 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 4 号）」について質疑します。

1 点目、1 歳入、款 9 項 1 目 1 節 1、雑収入、違約金について、違約金の支払いを受けることとなった経緯、金額の根拠はどのようなのですか。

また、当該事業者の入札参加資格や契約上の問題等について、今後の影響はどのようなのですか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。鷲野総務課長。

○総務課長（鷲野淳一）

総務課長、鷲野。

違約金は、令和 6 年 5 月 31 日付けで契約しました、指令システム部分更新事業契約の一部解除によるもので、ソフトウェア導入の不具合に伴い、予定していましたシステムが納入できなくなったことにより、尾三消防組合工事請負契約約款第 44 条第 2 号の規定に基づき、契約の一部を解除したことに対し、同約款第 53 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として請求するもので、契約金額が 4 億 7,454 万円でしたので、違約金額を 4,745 万 4,000 円としたものです。

また、契約事業者につきましては、尾三消防組合指名停止等措置要領第 4 条の規定に基づき、請負業者の責に帰す理由により契約を解除されたものとし、令和 8 年 3 月 18 日付けで 4 か月の指名停止としております。

なお、指令システムの特性上、納入業者でしか請け負うことができない保守業務等につきましては、指名停止等措置要領第 13 条の規定により、やむを得ない事由によるものとし、必要な契約を締結してまいります。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

1点、再質疑します。

本定例会に提案の承認第1号によると、令和8年1月6日に当該事業者との契約一部解除を専決処分しています。

入札の指名停止とした3月18日までに2か月以上の期間がある理由をお示してください。また、専決処分から指名停止までの間に新たな契約の締結がないかお答えください。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。鷲野総務課長。

○総務課長（鷲野淳一）

総務課長、鷲野。

令和8年1月6日に契約一部解除に伴う合意書の締結を専決処分後、2月13日に組合の完了検査を行い、2月20日に愛知県の検査を受けております。

その後、3月17日に当該事業費の請求がありましたので、合意書に基づく変更後の契約金額を支払うにあたり、翌3月18日に競争入札審査委員会を開催し、指名停止としたものです。

専決処分から指名停止の間に指令システムの特性上、納入業者でしか請け負うことができない修繕1件と消耗品1点の購入を発注いたしました。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

2点目、2歳出、款2項1目2節7、報償費、心の健康相談事業謝礼金について伺います。減額の理由はどのようなのでしょうか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。鷲野総務課長。

○総務課長（鷲野淳一）

総務課長、鷲野。

本事業は、心療内科の専門医によるカウンセリングの初回無料チケットを全職員に配布するメンタルヘルス対策事業でございます。

今年度はこれまで、各所属でのラインケアや産業医による面談など、組織内での早期対応が一定の効果を発揮したこともあり、カウンセリング実績がございませんでしたので、謝礼金の不用額を整理するものでございます。

年度末にかけて相談が発生する可能性も考慮しまして、最小限の枠を維持した上で5

万円を減額するものでございます。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

3点目、同じ歳出の款2項1目2節7、報償費、惨事ストレス講師謝礼金について、減額の理由はどのようなのでしょうか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。鷺野総務課長。

○総務課長（鷺野淳一）

総務課長、鷺野。

本事業は、惨事ストレス対策支援の専門家を招き、職員に対し惨事ストレスに対する正しい理解と適切な対処法を習得するために実施するもので、第8次消防力整備計画に基づき、毎年度実施している事業でございます。

当初は、研修を3回実施する予定をしておりましたが、2回の実施で受講予定者全員が受講することができましたので、1回分を減額するものです。

◎議長（清水義昭議員）

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第4号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。

これより、採決いたします。議案第4号「令和7年度尾三消防組合一般会計補正予算（第4号）」は、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（清水義昭議員）

日程第12、議案第5号「令和8年度尾三消防組合一般会計予算」を議題とします。

議案の説明を求めます。鷺野総務課長。

○総務課長（鷺野淳一）

総務課長、鷺野。

議案第5号「令和8年度尾三消防組合一般会計予算」について、ご説明いたします。

予算書2ページ、第1表をご覧ください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億9,679万2,000円で、前年度と比較して7億271万7,000円の増額となっております。

主な増額要因は、人件費の増加に伴う人事管理費の増額と、長久手消防署庁舎の大規模改修工事によるものでございます。

5ページをご覧ください。

第2表「継続費」は、長久手消防署庁舎の大規模改修工事及び指令システム・デジタル無線設計業務を、2か年事業として実施するための年割額と総額を設定するものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表「地方債」は、長久手消防署大規模改修工事に係る工事請負費の限度額を定めるものでございます。

12、13ページをご覧ください。次に、歳入の主な内容でございます。

構成市町からの分担金は、事業費の増加に伴い増額となっております。

また、災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車の整備に係る国庫補助金を計上しております。

続いて、18ページからの歳出の主な内容をご説明いたします。

人事管理費では、職員給与や人事院勧告による改定等により増額となっております。

財産管理費では、消防施設の修繕や本部新庁舎建設に係る業務などにより増額となっております。

消防費では、消防車両の更新や資機材整備、救急救命士の養成などを実施し、消防・救急需要に対応してまいります。

また、火災予防対策として、SNSを活用した広報活動や防火啓発事業を実施する予定としております。

議案第5号の説明は以上です。

◎議長（清水義昭議員）

これより、議案第5号に対する質疑を許します。

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

5番ゆきむらともこ。

議案第5号「令和8年度尾三消防組合一般会計予算」について質疑します。

1点目、1歳出、款2項1目4節12、委託料、本部建替え関係業務委託料について伺います。

委託する業務の内容は、どのようなものがあり、その金額はいくらでしょうか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。鷲野総務課長。

○総務課長（鷺野淳一）

総務課長、鷺野。

本部建替え関係業務委託料の内訳は、令和7年度から令和9年度までの3年間の継続費で設定しました本部新庁舎建設に係る設計業務委託料のうち、基本設計を行うための費用で5,093万円、同じく新庁舎建設に伴い、建設予定地である北敷地を造成する必要がありますので、その造成設計費用で1,210万円、現在の本部庁舎を取り壊す際に、アスベストが含まれているかを事前に調査する費用で335万5,000円となります。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

2点目、同じ歳出の款3項1目1節11、役務費、マイナ救急通信回線費について伺います。

令和7年10月1日から運用していますが、補正予算の計上がありませんでした。令和8年度から予算が計上されているのはなぜでしょうか。

また、マイナ救急の運用実績はどのようなようですか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。村瀬次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。

マイナ救急とは、救急現場において、健康保険証として利用登録されたマイナンバーカードを活用し、カードリーダーで読み取り、オンライン資格確認等システムに接続することで、傷病者の方の受診歴、処方箋情報、健診結果など救急隊が必要とする情報を即座に閲覧できる仕組みをいいます。

令和7年度につきましては、10月1日より、総務省消防庁が、カードリーダー及び閲覧用端末の無償貸与、通信回線、セキュリティ維持などに係るすべての経費を負担するという条件のもと、マイナ救急実証事業に参加していることから、補正予算の計上は行っておりません。

令和8年度から、本格運用へ移行することとなり、カードリーダー及び閲覧用端末は、無償貸与を継続、通信回線、セキュリティ維持に係る費用については、各消防本部の負担とされていることから、当該経費を計上しております。

また、マイナ救急の運用実績につきましては、令和7年10月から令和8年2月までの全救急出動6,135件のうち、792件で使用しており、使用率は約13%となっております。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

3点目、同じ歳出の款3項1目1節18、負担金、補助及び交付金、尾張東部地区メディカルコントロール協議会負担金について伺います。

この協議会はどのようなもので、負担金を支払うことでどのようなことが得られるのでしょうか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。村瀬次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。

愛知県内には、7つの地区にメディカルコントロール協議会があり、尾張東部地区もその一つとなります。

尾張東部地区メディカルコントロール協議会は、病院前救護の充実と救急医療体制の質の向上を目的として設置された組織で、当該地区の医師会、医療機関、消防機関及び愛知県の関係機関で構成されています。

救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間、医師による救急救命士への指示体制や救急隊員への指導・助言体制の調整、救急活動の事後検証、プロトコルの運用に関する教育の調整などについて、専門的な協議を行っています。

負担金につきましては、協議会の運営に加え、救急活動の検証や救急隊員の教育・訓練等の実施に充てられており、医療機関と消防機関の連携強化や救命率の向上を目指す救急隊の円滑な活動と質の向上につながっています。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

4点目、同じ歳出の款3項1目3節11、役務費、NET119・Live119利用料について、それぞれの金額はいくらですか。

また、NET119の登録者数とLive119の運用実績はどのようなようですか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。富村次長兼指令課長。

○次長兼指令課長（富村尚志）

次長兼指令課長、富村。

NET119は264万円、Live119は79万2,000円です。

NET119の登録者数は、5市町で172名、Live119の運用実績は、令和7年12月1日の運用開始から令和8年2月末までで、14回運用しています。

◎議長（清水義昭議員）

5番ゆきむらともこ議員。

◇5番（ゆきむらともこ議員）

5点目、同じ歳出の款3項1目3節12、委託料、NET119説明会手話通訳等委託料について伺います。

令和8年度予算から皆増の理由と積算根拠はどのようなのですか。

また、説明会はどのようなところで実施する予定でしょうか。

◎議長（清水義昭議員）

答弁願います。富村次長兼指令課長。

○次長兼指令課長（富村尚志）

次長兼指令課長、富村。

これまで公共施設で実施していたNET119説明会は、構成市町から手話通訳者を派遣していただいていたため、費用負担はございませんでした。

令和8年度は、参加者の利便性を考慮し、商業施設等で開催するため、会場に派遣を依頼する手話通訳者・要約筆記者を構成市町ごとに開催する5回分、それぞれ2名ずつ計上したものです。

◎議長（清水義昭議員）

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第5号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。

これより、採決いたします。議案第5号「令和8年度尾三消防組合一般会計予算」は、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（清水義昭議員）

日程第13、議案第6号「監査委員の選任について」を議題とします。

議案の説明を求めます。小浮管理者。

○管理者（小浮正典）

議長のご指名がございましたので、上程いたしました議案第6号について、ご説明申し上げます。

この案を提出するのは、4年間の長きにわたり監査委員を務めていただきました相羽喜次氏の任期が、令和8年3月31日をもちまして満了となるため、尾三消防組規約第9条第2項の規定に基づき、人格が高潔で財務管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する東郷町在住の石川達也氏を選任しようとするもので、地方自治法第196条の規定に基づき、組合議会の同意を得る必要があるからであります。

以下、経歴等につきましては、次のページに添付させていただいております。  
以上でございます。

◎議長（清水義昭議員）

議案第6号については、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第6号に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

これをもって、討論を終結します。

これより、採決いたします。議案第6号「監査委員の選任について」は、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（清水義昭議員）

以上で、本議会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

お諮りします。本議会において、議決されました議案の条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議決されました議案の条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に委任することに決定いたしました。

◎議長（清水義昭議員）

日程第14「管理者あいさつ」をお願いします。小浮管理者。

○管理者（小浮正典）

閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

先ほどは、上程いたしました議案につきまして、全議案、原案どおり議決をいただき、厚くお礼申し上げます。

議決をいただきました令和8年度予算につきましては、適切な執行を行うとともに、効率の良い消防行政を推進してまいりますので、今後も尾三消防組合の運営につきまして、より一層のご指導をいただきますようお願い申し上げます。

さて、令和7年度もいよいよ大詰めとなってまいりました。

この一年、議員の皆様方には、各般にわたり、ご指導を賜り、各事業を滞りなく遂行できましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

結びになりますが、議員の皆様方におかれましては、健康管理にご留意いただき、ますますご活躍されますよう祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

◎議長（清水義昭議員）

閉会にあたり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

先程は、本議会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、厚くお礼申し上げます。

議員各位におかれましては、議員活動などご多用とは存じますが、くれぐれもご自愛いただき、今後も消防行政推進に、ご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

これをもちまして、令和8年3月尾三消防組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時2分閉会

上記会議録が正確であることを署名する。

令和8年3月25日

議 長

清水 義昭

会議録署名者

加藤 啓二

会議録署名者

菱川 和英